

手当金申請必要書類一覧

防疫指針に記載の算定方法で算定する場合

家さんの評価に係る資料の一例

申請に必要となる項目	確認できる書類等	備考	
導入時日齢 導入日 品種 羽数 性別	請求明細書 伝票 等	・素畜費には導入前のワクチン費や輸送費を含めることも可能。 ・消費税額が分かる書類が必要。	(A)
素畜費	請求明細書 伝票 決算書類 等		
水道光熱費 減価償却費(※1) 人件費 飼料費 飼料費補てん積立金(※2) 衛生資材費 公租公課 備品消耗品費 その他生産に係る雑費	各種伝票 明細書 決算書類 等	・鶏の生産に係る伝票を直近およそ1年分。ブロイラー等において、飼養期間が短期間に限定されている場合は当該飼養期間の生産に係る伝票のみでも可能。 ・汚染物品として処分した飼料・衛生資材分は生産費の積み上げから除する。 ・食鳥処理場、GPセンター及び液卵工場等における生産物の製品化に係る費用については生産費として計上しないこと。卵価補てん金積立も同様。 ・消費税額が分かる書類が必要。	(B)
生産費算定期間の延べ飼養羽数	農場日報 台帳 等		
最盛期日齢 (採卵用家さん)	品種の成績を示すデータ 台帳 等	・品種ごとのカタログ等の産卵率から引用、もしくは当該農場での産卵率(種鶏場やその他家さんの採卵農場等)から算出する。 ・コマーシャル鶏において品種により大きく異なることが無い場合、210日としても良い。	(C)
出荷価格 出荷羽数 出荷時日齢	明細書 伝票 台帳 等	・品種毎に直近およそ3回転分の出荷記録。 ・採卵家さんの廃鶏時等、販売価格がない場合についても農場の平均廃用日齢を算出するために必要。 ・出荷価格は、消費税を抜いた価格を用いるため、消費税額が分かる資料が必要。	(D)

※1 事務所建築費等の生産に関与しない費用は除する。

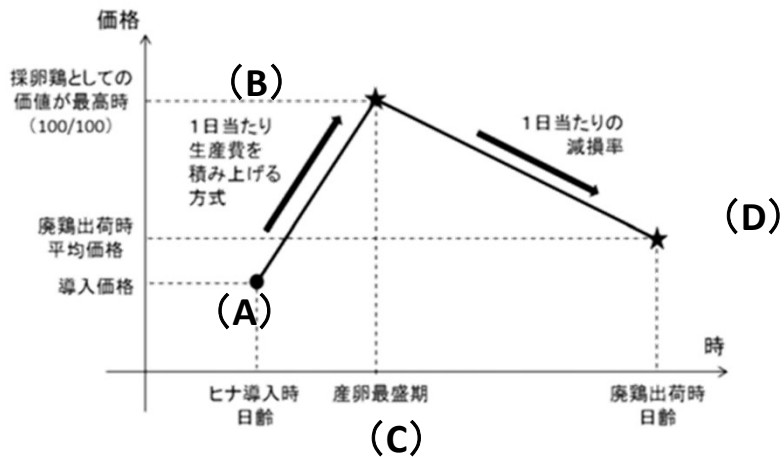
※2 飼料費補てん金が交付されている場合、通常補てん金、異常補てん金等を除すこと。
なお、補てん金の交付の有無に関わらず、飼料費補てん積立金を生産費に加算可。

汚染物品の評価に係る資料の一例

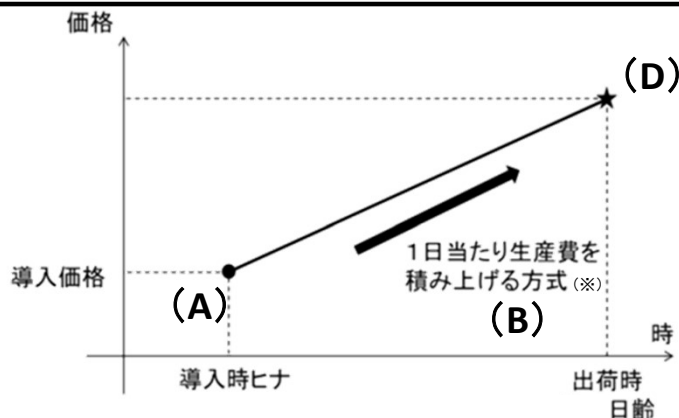
項目	確認できる資料	備考
家さん卵の販売価格	明細書 伝票 等	・品種毎に直近の出荷記録。 ・出荷記録がない場合や出荷記録が発生日の卵価の変動に即していない場合は、疑似患者確定時点の地域の市場価格を参照。
評価対象の家さん卵の重量	明細書 伝票 台帳 品種の成績を示すデータ 等	・卵重によって価格が左右する家さん卵においては、過去の出荷記録や品種ごとのカタログ等を参照し、卵重比を算出する。
飼料費 衛生資材費 等	請求明細書 伝票	・実際に汚染物品として焼埋却した飼料や薬品等に係る伝票等。

採卵用家さんの 評価額算出方法

(肉用種鶏、卵肉兼用家さんを含む)



肉用家さんの 評価額算出方法



(※)生産費の積み上げではなく、出荷価格と導入価格に基づいて計算することも可能。